



LET'S ENJOY  
MOTOR SPORTS!

**TOKACHI**  
**SPEEDWAY**

JAF 公認 / 地方競技・クローズド競技



2025  
JMRC 北海道サーキットトライアルシリーズ



**十勝**  
**サーキット**  
**トライアル**

## 特別規則書

Round1      6月8日(日)  
Round2      9月21日(日)  
Round3      10月19日(日)



主催：十勝スピードウェイクラブ (TOSC)  
共催：ネットトヨタ北見 (N.K)

## 大会公示

本競技会は、F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則とその細則ならびに、本大会特別規則書およびサーキットトライアル競技規則に従い、地方競技およびクロード競技として開催される。

### 第 1 条 競技会の名称

JMRC北海道サーキットトライアルシリーズ  
2 0 2 5 TOKACHIサーキットトライアル

### 第 2 条 競技種目および格式

種目：サーキットトライアル  
格式：J A F 公認 地方格式（クロードクラス併設）

### 第 3 条 オーガナイザー

十勝スピードウェイクラブ（T O S C）  
共催：ネットトヨタ北見（N . K）

### 第 4 条 開催場所

十勝インターナショナルスピードウェイ  
クラブマンコース（3,405.87m）  
周回：右回り  
所在地：北海道河西郡更別村弘和 4 7 7

### 第 5 条 開催日および申し込み期間

|         | 開催日            | 申し込み受付期間                   |
|---------|----------------|----------------------------|
| R d . 1 | 6 月 8 日（日）     | 5 月 1 2 日（月）～ 5 月 1 8 日（日） |
| R d . 2 | 9 月 2 1 日（日）   | 8 月 2 5 日（月）～ 8 月 3 1 日（日） |
| R d . 3 | 1 0 月 1 9 日（日） | 9 月 2 2 日（月）～ 9 月 2 8 日（日） |

### 第 6 条 参加申し込み・問い合わせ先

参加申し込みは、原則 W E B でのエントリーとするが、やむを得ない事情によりその他の方法で参加申し込みを希望する場合は、事前に大会事務局に連絡し、事務手数料 1 , 1 0 0 円（税込）を参加料に加えて申し込むこと。この際も、参加申し込み期間は遵守すること。

【エントリーシステム】モタスポ N e t

【エントリーアドレス】<https://www.ms-event.net/tswweb/>

【大会事務局連絡先】〒0 8 9 - 1 5 7 3

北海道河西郡更別村弘和 4 7 7 十勝スピードウェイ内  
十勝スピードウェイクラブ サーキットトライアル事務局  
TEL : 0155 - 5 2 - 3 9 1 0 FAX : 0155 - 5 3 - 3 3 6 6

1. 同一運転者は、1つの競技会で1つのクラスのみ参加が許される。
2. 同一車両による重複参加は認められない。
3. 2名までのチーム員（ピット要員）の登録が認められる。
4. 大会組織委員会は、JAF国内競技規則 4 - 1 9 により参加者に対して理由を明示することなく参加を拒否する権限を保有している。

### 第 7 条 大会役員

大会プログラム、公式通知に示す。

## 第8条 参加資格

1. サーキットトライアルクラス（JAF公認部門）  
当該年度有効なJAF国内競技運転者許可証BもしくはAの所持者であること。  
※国際運転許可証所持者は参加不可
2. チャレンジクラス（クローズド部門）  
当該開催日有効な4輪運転免許証の所持者であること。  
※JAF国内競技運転者許可証不要
3. すべての運転者は、JMRC北海道互助会もしくは、同スポーツ安全保険に加入していなければならない。  
注）JMRC北海道スポーツ安全保険は、十勝スピードウェイのサーキットライセンス申込時等に加入したスポーツ安全保険とは別（主催者が違う為）の保険となります。

## 第9条 参加料（税込）

1. サーキットトライアルクラス（JAF公認部門）：13,200円（15,950円）  
チャレンジクラス（クローズド部門）：11,000円
2. 1.の（）内料金は、JMRC北海道加盟クラブの非構成員（競技運転者許可証に捺印されたクラブ登録印により確認します。）の料金。
3. JMRC北海道互助会、同スポーツ安全保険未加入者は下記加入料が別途必要です。  
JMRC北海道互助会：1,500円  
JMRC北海道スポーツ安全保険：2,500円

## 第10条 返金規定

一切の走行ができなかった場合にのみ全額返金される。  
ただし、JMRC北海道互助会、同スポーツ安全保険の加入料は返金されず、返金に掛かる手数料は差し引かれる。

## 第11条 競技時間

15分×2ヒートを基本とし、各大会の公式通知で公示される。ただし、天候等の事情により短縮される場合がある。

## 第12条 参加車両

1. 2025年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第10章スピードAE車両規定もしくは、第7章スピードB車両規定に従った車両とする。参加車両は、保安基準に合致した有効な自動車検査証を有する乗用車であること。また、技術委員長が安全でないと判断し修正を命じ場合は、その指示に従わなければならない。

## 第13条 ロールゲージ

6点式以上のロールゲージの装着を推奨する。オープンボディの車両については、4点式以上のロールゲージを装着すること。（ハードトップ車両についてはオープンボディとみなし、ロールゲージの装着を義務とする。

## 第14条 燃料

1. 燃料は、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加剤も含まない）ガソリンでなくてはならない。
2. 2025年JAF国内競技車両規則第3編公認車両および登録車両に関する一般規定第10条燃料系統10.1）燃料 - 燃焼物に従うこと。

## 第15条 タイヤ

チャレンジクラス（クローズド部門）を除き、純正装着以外で利用できるタイヤは、4本とも同銘柄（パターン）で以下の条件を満たした、一般市販されているタイヤでなければならない。ただし、縦溝のみのタイヤや通称Sタイヤとオーガナイザーが判断した銘柄は使用禁止とする。

- 1）単一コンパウンドかつ国内販売が2サイズ以上のラインナップを有すること。
- 2）上記1）を満たしたタイヤでかつタイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。

- 3) 縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。

※使用可能な主なタイヤ

| メーカー     | ブランド       | 使用可能な主なタイヤ                          |
|----------|------------|-------------------------------------|
| ブリヂストン   | POTENZA    | RE-71RS / S007A / Adrenalin RE004   |
| 横浜ゴム     | ADVAN      | NEOVA AD09 / FLEVA V701             |
| 住友ゴム工業   | DIREZZA    | β 11 / Z III / DZ102                |
| 日本グッドイヤー | EAGLE      | F1 ASYMMETRIC 6 / RS SPORT S-SPEC   |
| トーヨータイヤ  | PROXES     | R1R / Sports2                       |
| ミシュラン    | PILOT      | SPORT 5 / SPORT 4S                  |
| ピレリ      | P ZERO     | CORSA / CORSA SYSTEM                |
| クムホ      | ECSTA      | V730 / V720 / V700                  |
| ナンカン     | Sportsnex  | CR-S / NS-25 / NS20                 |
| ネクセンタイヤ  | N FERA     | SUR4G                               |
| ハンコック    | Ventus     | Z232                                |
| 柴田自動車    | SHIBA TIRE | R23 / R31(200S / 200R / 280 / 280R) |

※使用禁止する主なタイヤ

| メーカー     | ブランド       | 使用禁止する主なタイヤ                                |
|----------|------------|--------------------------------------------|
| ブリヂストン   | POTENZA    | RE-12D / RE-09D / RE-11S                   |
| 横浜ゴム     | ADVAN      | A08B / A052                                |
| 住友ゴム工業   | DIREZZA    | β 02 ~ 10 / 3G / 02G / D93J / 94R          |
|          | AZENIS     | RT615K +                                   |
| 日本グッドイヤー | EAGLE      | RS SPORT V3                                |
| トーヨータイヤ  | PROXES     | R888R                                      |
| ミシュラン    | PILOT      | Sport Cup 1 ~ 2 / SPORT CUP 2R             |
| ピレリ      | P ZERO     | TROFEO R                                   |
| クムホ      | ECSTA      | V710                                       |
| ナンカン     | Sportsnex  | AR-1                                       |
| ネクセンタイヤ  | N FERA     | Sport R                                    |
| ハンコック    | Ventus     | TD                                         |
| MASA     | ATR        | SPORT 2 / SPORT / SPORT 123S / ATK-K SPORT |
| フージャー    | DOTラジアル    | A7 / R7                                    |
| 柴田自動車    | SHIBA TIRE | R50 / R60                                  |

- 4) シーズン途中であっても猶予期間を持たず使用を禁止するタイヤを追加する場合があります。

#### 第16条 ドライバーの装備品

すべてのドライバーは、公式車両検査時に装備品の検査を受けなければならない。

- ヘルメットは、国内競技車両規則第5編付則スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱に従ったJIS規格（旧規格C種適合含む）・SNELL規格に適合したもの（オープンカーはフルフェイス型）を着用すること。パラクラバス推奨。
- グローブは耐火製又は革製で指先まで覆うものを着用すること。レーシンググローブ推奨。
- 服装は、耐火性の高い長袖、長ズボンを着用すること。レーシングスーツ推奨。

4. 靴は、運動靴等を運転の妨げにならないモノを使用すること。レーシングシューズ推奨。

#### 第17条 クラス区分

##### 1. サーキットトライアルクラス

- 1) 過給装置付きエンジンもとの排気量を1.7倍したクラスとみなし、ロータリーエンジンは1.5倍のクラスとする。ディーゼルトーボは、通常の排気量とする。
- 2) 性能調整として、NSXはCT2クラス、シビックタイプR(EK9/EP3/FD2/FN2)、インテグライプR、S2000、RX-8はCT3クラスにのみ参加を認める。

| 区分  | 排気量と駆動方式                                                                       | 出場車両例                                                                                                                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CT1 | 排気量制限無し・駆動制限無しのB車両                                                             | GRヤリス(GXPA16)、スープラ(DB42)、WRX STI、ランサーエボリューション、GT-R、レクサスLFA、レクサスLC50、マクラーレンP1/720S、フェラーリ812スーパーファスト/F8、ポルシェ911(ターボ)、ゴルフR                       |
| CT2 | 排気量制限無しの2輪駆動のB車両                                                               | スープラ(DB42)、フェアレディZ(RZ34)、ヴィッツGRMN、NSX、シビックタイプR(FK2/FK8/FL5)、RX-7、マツダスピードアクセラ、シルビア、ポルシェ911(NA)/ケイマン、プジョー208GTi、ロータス・エヴォーラ/エキシージ、ミニ・ジョンクーパーワークス |
| CT3 | 自然吸気・排気量制限無しの2輪駆動の国産車メーカーのB車両                                                  | シビックタイプR(EK9/EP3/FD2/FN2)、インテグライプR、S2000、RX-8、フェアレディZ(Z34/Z33)                                                                                |
| CT4 | 気筒容積2400cc以下の2輪駆動の国産車メーカーのB車両                                                  | 86(ZN6)、GR86(ZN8)、BRZ(ZC6/ZD8)、スイフトスポーツ(ZC33S)、ロードスターRF(NDERC)、ロードスター(NCEC)                                                                   |
| CT5 | 気筒容積1850cc以下の2輪駆動の国産車メーカーのB車両                                                  | ノート NISMO S(E12改)、スイフトスポーツ(ZC31S)、ロードスター(NA6CE/NB6C/NA8C/NB8C)                                                                                |
| CT6 | 気筒容積1500cc以下の国産車メーカーのB車両                                                       | ロードスター(ND5RC)、ヤリス、MAZDA2、デミオ、カプチーノ                                                                                                            |
| CT7 | 気筒容積1500以下の2輪駆動のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の限定販売されていないカタログモデルの車両 | GRヤリス(MXPA12)、コペンGRスポーツ、ロードスター(ND5RC)、MAZDA2 15MB(DJLFS)、マーチNISMO S(K13改)、フィットRS(GK5)、S660、N-ONE                                              |
| CT8 | 国産車メーカーの5ナンバーサイズのAE車両(ハイブリッド車両もしくはEV車両)                                        | ヤリス、アクア、フィット e:HEV、ノート e:POWER、スイフト                                                                                                           |

- 3) 参加台数により、組織委員会承認の下、クラスを統合する場合がある。

##### 3. チャレンジクラス(クローズド部門)については、クラス区分を設けない。

#### 第18条 トランスポンダー(自動計測装置)の装着

1. すべての参加者は主催者が用意したトランスポンダーを公式車両検査までに正しく装着し、競技中常に装着していなければならない。取り付けを拒否した場合は、出走は認められない。
2. トランスポンダーの配布は、選手受付時に行い、返却は競技終了後1時間以内とする。万一破損・紛失した場合、修理代金が主催者より請求される。

#### 第19条 参加確認

1. 公式通知に示された日時および場所で行われる参加受付時に下記必要書類を提示、提出しなければならない。
  - 1) 自動車運転免許証
  - 2) 2025年国内競技運転者許可証BまたはA

- 3) JMRC北海道互助会または、同スポーツ安全保険加入証
- 4) その他必要書類

#### 第20条 公式車両検査

- 1. 競技に先立ち公式通知で示されたタイムスケジュールに従って公式車両検査を実施する。
- 2. 参加者は、出走可能な状態の車両とともに指定の時間内に車検指定場所にて公式車両検査を受けなければならない。同時にドライバーは装備品の点検を受けなければならない。
- 3. 車両に対する撮影用カメラの搭載はすべて主催者が管理するため、許可を受け取り付け方法について技術委員長の承認を受けることとする。

#### 第21条 ドライバースブリーフィング

- 1. ドライバーは必ずドライバースブリーフィングに出席しなければならない。
- 2. ドライバースブリーフィングに欠席もしくは遅刻した場合は、再ブリーフィングの対象となり、罰則の対象となる場合がある。

#### 第22条 ドライバーの遵守事項

- 1. 走行中は十分な強度が保障されたヘルメットを着用すること。
- 2. オープンタイプの車両はフルフェイスのヘルメットを着用すること。
- 3. 耐火性のレーシンググローブ、バラクラバス、レーシングシューズの着用を推奨する。また、上記装備を着用できない場合は難燃素材のものを着用すること。
- 4. 走行中は運転席側の窓を全閉にすること。
- 5. スポーツマンシップに則った行動を心がけ、常に安全に気を配った行動をしなければならない。
- 6. 他車への追突、妨害など、危険な行為を行わないこと。
- 7. 参加する場合は、オーガナイザーが指定する契約書を理解し、署名しなければならない。
- 8. ピットクルーやゲストの行動に対しても責任を負わなければならない。
- 9. 車両回収やドライバー救出などのために、救急車・消火車・レッカー車などのサービス車両がコースへ介入する場合があることを承知していなければならない。
- 10. リタイヤする場合は、近くのオフィシャルに報告すること。
- 11. 走行後に車両が規定に合っているかどうかを検査する場合がある事をドライバーは承知し、検査に協力しなければならない。

#### 第23条 旗信号・信号合図

- 1. 競技中の旗信号は F I A 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項旗信号の規定に基づいて行う。補助的に発光信号灯を使用する場合がある。
  - 赤旗・・・・・・・・・競技中止。ドライバーは直ちに速度を落とし、ピット（あるいは指定された場所）に進行すること。必要に応じ停車できる態勢をとること。追い越しは禁止。（赤灯）
  - 黄旗・・・・1本振動・・・・トラックわき、トラック上の1部に危険箇所あり。徐行。追い越し禁止。（黄色1灯点滅）
  - ・・・・2本振動・・・・トラックが全面的、部分的に塞がれている危険箇所あり。速度を落とし、追い越し禁止。（黄色2灯点滅）
  - 緑旗・・・・・・・・・トラックが走行可能（コースクリア）。黄旗区間解除。
  - 赤の縦縞のある黄旗・・・・路面が滑りやすい。
  - 白旗・・・・・・・・・トラック区間に低速走行車両がある。
  - 青旗・・・・・・・・・他の競技車両が接近、追い越しを行おうとしている。
  - 黒旗・・・・・・・・・指示を受けたドライバーは、次の周回時にピット（あるいは指定された場所）に停止すること。
- オレンジ色の
  - 円形のある黒旗・・・・車両に機械的欠陥が生じている。指示を受けたドライバーは、次の周回時に自己のピットに停止すること。
  - 黒白のチェッカー旗・・・・競技終了。
- 2. 旗信号・信号合図に従わない場合は、罰則が適用される。この判定に対する抗議は受け付けられない。

#### 第24条 ピットイン・ピットアウト

1. ピットレーンは60km/h以下に速度制限される。
2. ピットインする場合は、最終コーナー手前から方向指示器で合図し、安全を確認してピットレーンに進入すること。
3. ピットレーンでは後退ギヤの使用は禁止される。
4. ピットイン・ピットアウトの際は、指定されたホワイトラインを踏んではならない。

#### 第25条 車両保管

1. 参加車両は第2ヒート終了後、速やかに車両保管場所に入ること。正式結果発表までその場所に保管される。車両保管場所に入場しない車両は順位認定の対象にならない。
2. 競技会審査委員会の許可がない限り、競技役員以外の車両保管場所への立ち入りは禁止される。

#### 第26条 競技方法

1. 競技は原則として2ヒート行う。ただし、天候等の事情により第1ヒート終了の時点で競技を打ち切る場合がある。
2. 予定開始時刻5分前からピットレーンに整列し、競技役員の誘導によって1台ずつコースインしタイム計測する。
3. ラップタイムは、自動計測器にて1/1000秒まで計測する。
4. タイム計測開始は、フラッグタワーのシグナルの点灯（緑）により合図する。
5. 当該ヒート終了合図（チェッカーフラッグ）後は追い越しを禁止する。チェッカーフラッグを受けた場合はその周回でピットインしなければならない。
6. 当該ヒートにおいて、故意にトラック外を走行した周回がベストラップを記録した場合は、公式記録から削除される。

#### 第27条 順位の決定

1. 第1または第2ヒートの最高ラップタイムのうち速い方を採用し、順位を認定する。
2. 2名以上のドライバーが同一の最高ラップタイムを記録した場合には、最初にそのタイムを出した車両が優先され、以下この方法に準じて順位が決定される。
3. 第1ヒート終了時点で競技が中止された場合は、第1ヒートの結果で競技が成立したものとする。

#### 第28条 賞典

##### 1. 各大会の賞典

各クラス1位から3位までにトロフィーがオーガナイザーより贈られる。  
ただし、参加台数が少ない場合は賞典を制限する場合がある。

1～3台：1位まで      4～5台：2位まで      6台以上：3位まで

##### 2. シリーズの賞典

次の表のとおり入賞ドライバーに1戦ごとにポイントが与えられ、シリーズで得た全ての得点を合計し、2戦以上参加したドライバーの中から総合得点の多い者より順位を決定する。

| 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 20 | 15 | 12 | 10 | 8  | 6  | 4  | 3  | 2  | 1   |

#### 第29条 損害の補償

1. 参加者およびその関係者は、オーガナイザー、競技役員、コース所有者が一切の補償責任を免除されていることを了承しなければならない。
2. 参加者は、参加車両およびその付属品が破損した場合は理由の如何を問わずその責任は各自が負わなければならない。
3. 参加者およびその関係者が、会場施設、競技運営器物の破損、その他競技運営車両、人身への傷害を与えた場合は、理由の如何を問わず加害者が全責任を負うものとする。

### 第30条 抗議

1. 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合は、J A F 国内競技規則に従って抗議することができる。但し、競技会審査委員会の決定、使用コース、計時システムに関する抗議は受け付けられない。
2. 抗議を行う場合は、必ず抗議内容を明確に文章に記載し競技長に提出しなければならない。
3. 抗議によって必要とされる車両分解費用等は、その抗議が否決された場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。また、抗議提出者はその費用全額を負担することを抗議申請時に保障しなければならない。
4. 技術委員長の決定に関する抗議は決定直後、成績に関する抗議は暫定結果発表後 30 分以内、競技中の過失または反則に関する抗議はその走行終了後 30 分以内に提出しなければならない。

### 第31条 参加者の遵守事項

参加者はおよびその関係者は競技会を通じて次の事項を守らなければならない。F I A 国際モータースポーツ競技規則、同付則、J A F 国内競技規則、同付則、J M R C 北海道シリーズ規則および本競技会特別規則、競技運営上必要なあらゆる規定、競技役員の指示に従うものとする。これらに違反するものは競技会審査委員会の決定により、J A F に提議され、資格停止処分以上の罰則が適用される場合がある。

### 第32条 本規則の違反

本規則に対する違反の罰則宣告は、競技会審査委員会が行い、訓戒、罰金、タイム加算、失格等がその違反の軽重に応じて適用される。

#### 31. 規則の追加および変更

規則はシリーズ中であっても、追加もしくは変更する場合がある。規則の追加・変更が発生した場合は、ブルテンにて公示される。ドライバーは参加申し込み前、および競技参加前に必ずブルテンを確認しなければならない。

### 第33条 本規則等の解釈

本規則書及び競技に関する諸規則の解釈について疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

本規則は、2025年 4 月 1 日より施行する。